（香　川）高　松	1035	1
（愛　媛）松　山	1512	5
宇　和　島	1602	1
（高　知）高　知	1152	10
中　村	1521	1
（福　岡）北　九　州	1602	1
福　岡	1017	50
（長　崎）長　崎	1377	1
（熊　本）熊　本	873	500
人　吉	1602	1
（大　分）大　分	1467	1
（宮　崎）宮　崎	1467	1
延　岡	1602	1
（鹿児島）鹿　児　島	1386	10
名　瀬	1602	1
（沖　縄）那　覇	1125	10
石　垣	1521	1

変更後	変更前
［２　略］	［２　同左］
［第３～第７　略］	［第３～第７　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、令和八年三月三十日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後	変　更　前
第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 ［略］	第１　［同左］ ［同左］